

東軍也、凡二十五部族」と見ゆ、即ち原本なる續弘簡錄と單行本との間には其の音に於ても、義に於ても、著しき相違を有するものなることを知らざる可らず、而してかゝる異同の存するにも拘はらず、單行本には何等其の理由を記する所あらざるなり、學士が前者を棄て、全く後者に依據せられたるについては、別に理由の存するものあるかも知られど、何等之に關する論述なきを以て、其の見解を窺ふを得ず、金史紀事本末に「虬音冥」とせるは單行本にのみ據りて、其の原本を對校せざりし粗漏に歸因するに過ぎざるべし。今此の兩様の注釋について考ふるに、かゝる異同は改訂の爲に生じたるにはあらずして、本書を單行するに當りて生じたる、偶然の誤謬に過ぎざるが如し、もし意を以て改訂したりとすれば、何等か其の理由を附記せざるの理あらんや、況んや此の語の義を解きて「遼東君也」と曰へるについては、學士は其の非なるを指摘せられざりしと雖、然ももとより之を認められざる可きは明らかにして、必らず「遼東軍也」を誤りたるものなること疑なし、思ふに「杳」と「冥」とは其の意義同じきが爲に、また「君」と「軍」とは其の音相同じきが爲に（兩字の音は共に *chin* なり）、かゝる誤りを生じたるに外ならざるべし、かゝれば余は續弘簡錄・元史類編の載する所に從がひ、此の書の著者は「虬」字の音を「杳」と斷じたるものなるを信ぜんとす。

然りと雖「虬」は果して邵氏の記せる如く「杳」なる音を有せるものなりや、諸書等しく其の音を載せざる間に、獨り邵氏が之を記せるは、如何なる典據を有したるものなりや、此の點については、學士の既に論ぜられたるが如く、元史類編の引用書目中には、今日存在せざるものもあり、或は我が國にて見得べからざるものもあれば、此等の間に其の根據を有せるものなるかも知れざれど、然も此字の音を論じて明らかならずとせるものは、學士の